

BSE対策の現状

国内対策の概要

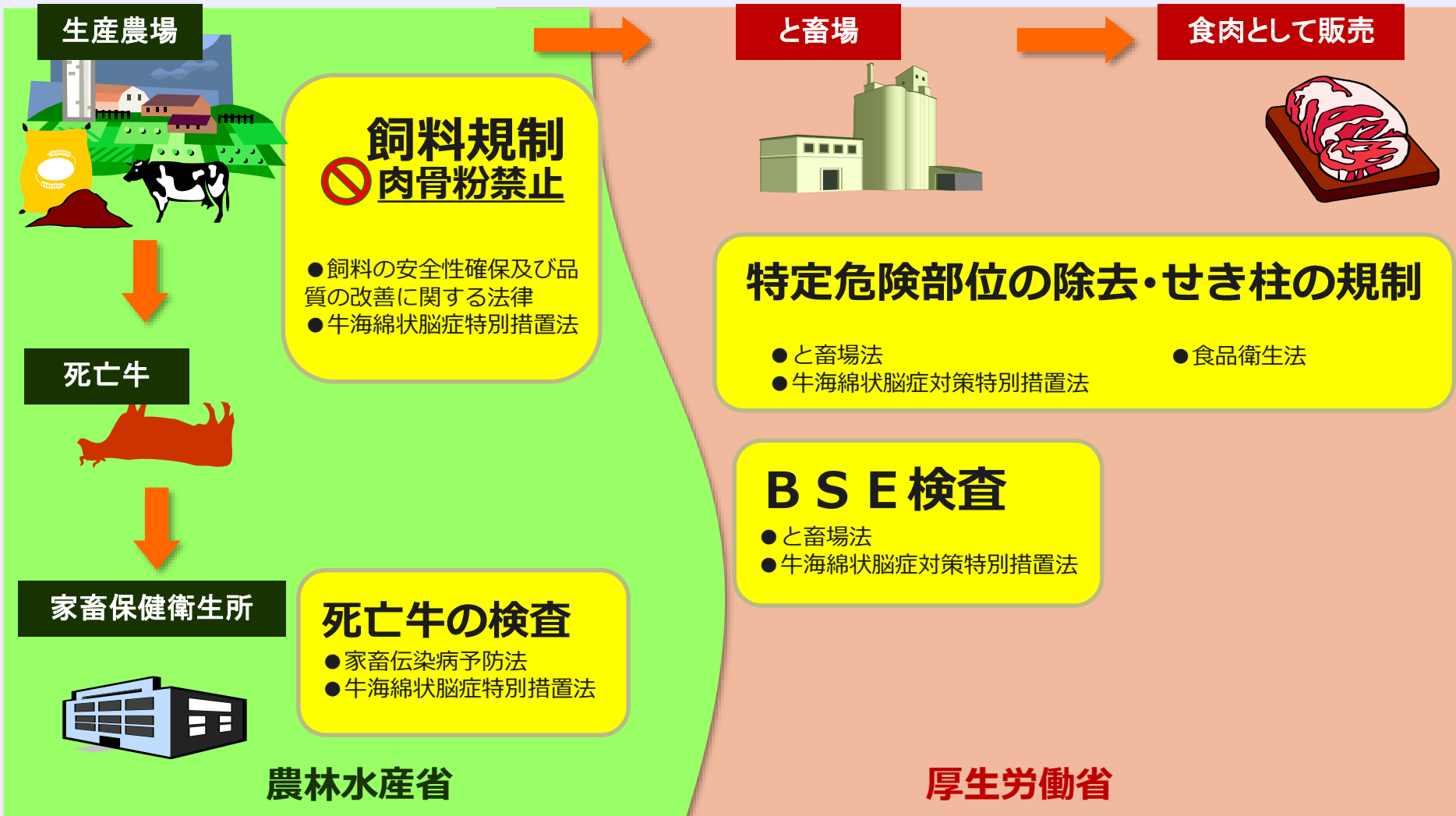


BSE対策の経緯

	国内			輸入	
	検査対象	SRM除去	その他の動き	米国・カナダ	ヨーロッパ等
H 8. 3 H12. 12					英国産: 禁止 EU産: 禁止
H13. 9 H13. 10	国内で1頭目のBSE感染牛確認				カナダ産: 禁止 米国産: 禁止
H14. 6 H15. 5 H15. 12	全頭検査	<ul style="list-style-type: none"> ・除去・焼却義務づけ <ul style="list-style-type: none"> -頭部(舌・頬肉以外) -せき髄 -扁桃 -回腸遠位部 	<ul style="list-style-type: none"> ・肉骨粉飼料完全禁止 ・牛海綿状脳症対策特別措置法の公布 		
H16. 2		<ul style="list-style-type: none"> ・せき柱も使用禁止 			
H17. 8 H17. 12 H21. 4 H21. 5	21か月齢以上		<ul style="list-style-type: none"> ・ピッシング禁止 ・OIE総会で「管理されたリスクの国」と認定 	<ul style="list-style-type: none"> 20か月齢以下輸入再開 ※H18.1~7 混載事例発生のため米国産の輸入手続停止 	
H25. 2		<ul style="list-style-type: none"> ・30か月齢超のせき柱使用禁止 		30か月齢以下	
H25. 4 H25. 5	30か月齢超	<ul style="list-style-type: none"> 除去・焼却義務づけ <ul style="list-style-type: none"> ・30か月齢超の頭部(舌・頬肉以外)、せき髄 ・全月齢の扁桃、回腸遠位部 	<ul style="list-style-type: none"> ・OIE総会で「無視できるリスクの国」と認定(H25. 5) 		
H25. 7 H27. 3 H29. 4	48か月齢超 健康と畜牛の検査廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・頭部の皮を除外、脊柱の取扱の変更 			<ul style="list-style-type: none"> フランス、オランダ輸入再開【以降の再開国】 アイルランド ポーランド ブラジル ノルウェー スウェーデン デンマーク イタリア スイス リヒテンシュタイン オーストリア 英国

国産牛のBSE対策の概要

- 飼料規制などの生産段階からと畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保



<トレーサビリティ（農林水産省所管トレーサビリティ法）（注）>

（注） 個体識別番号により、その牛が、いつどこで生まれ、飼育され、と畜されたかなどが確認できる。



BSE検査頭数(と畜場)とBSE感染確認頭数

確認時の月齢

	BSE検査頭数 (と畜場)	BSE確認頭数 ^(注) (平成30年3月31日時点)					
		<21	21-41	41-60	61-80	>80	
平成13年度(2001)	523,591	3(2)				3(2)	
平成14年度(2002)	1,253,811	4(4)				2(2)	2(2)
平成15年度(2003)	1,252,630	4(3)		2(2)			2(1)
平成16年度(2004)	1,265,620	5(3)			1	1(1)	3(2)
平成17年度(2005)	1,232,252	8(5)			2(1)	4(2)	2(2)
平成18年度(2006)	1,218,285	8(3)				7(2)	1(1)
平成19年度(2007)	1,228,256	3(1)					3(1)
平成20年度(2008)	1,241,752	1					1
平成21年度(2009)	1,232,496	0					
平成22年度(2010)	1,216,519	0					
平成23年度(2011)	1,187,040	0					
平成24年度(2012)	1,194,959	0					
平成25年度(2013)	447,714	0					
4~6月	289,933						
7~3月	157,781						
平成26年度(2014)	195,640	0					
平成27年度(2015)	188,516	0					
平成28年度(2016)	172,649	0					
平成29年度(2017)	1,912	0					
平成30年度(2018) ^{※1}	602	0					
合計	15,054,244	36(21)		2(2)	3(1)	17(9)	14(9)

※1 平成31年2月28日搬入分まで

(注) () はと畜場で確認された頭数。平成13年(2001年)9月に千葉県で確認された1例目、死亡牛検査で確認された14例を含め、国内ではこれまでに36頭がBSE感染牛として確認

(注) 平成21年度(2009年度)以降は、BSE感染牛は確認されていない。

○健康牛のBSEスクリーニング検査廃止後の内訳

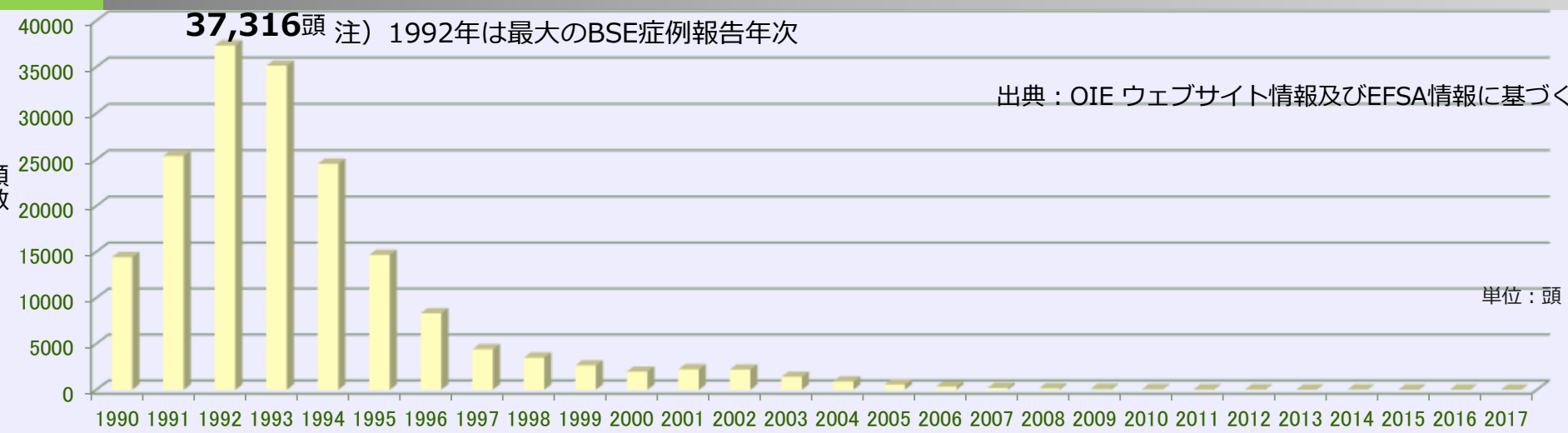
搬入日	症状を呈する牛 ^{※2}		その他の牛 ^{※3}		計		総計
	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	
平成29年度	1,909	0	3	0	1,912	0	1,912
平成30年度(平成31年2月28日まで)	598	0	4	0	602	0	602
合計	2,507	0	7	0	2,514	0	2,514

※2 生後24ヶ月以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛

※3 生後24ヶ月未満であるが神経症状等が疑われたため実施したもの



世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	5	7	2	190,681
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	5	6	0	5,988
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(3)	(0)	(4)	(2)	(0)	(1,024)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(88)
(アイルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1,657)
(ポーランド)	(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(74)
(スウェーデン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
(ノルウェー)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)
(デンマーク)	(1) ^{注3}	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(16)
(イタリア)	(0)	(48)	(38) ^{注4}	(29)	(7)	(8)	(7)	(2)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(144)
(オーストリア)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(1)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(9)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	0	0	1	184,628
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	5
カナダ	0	0	0	2 ^{注1}	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	21 ^{注2}
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。
 (注3) 輸入牛において確認されたもの。(注4) うち2頭は輸入牛による発生



BSE対策：国内措置の見直し経緯

健康と畜の 検査対象

平成13年10月～	平成17年8月～	平成25年4月～	平成25年7月～	平成29年4月～
全月齢	21か月齢以上	30か月齢超	48か月齢超	廃止※

※24か月齢以上の牛のうち、生体検査において以下の症状が確認された牛については引き続きBSE検査を実施。

- 運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われた牛
- 全身症状を呈する牛

SRMの 除去の対象

平成13年10月～	平成25年4月～
全月齢の 頭部、せき髄、せき柱、 回腸遠位部	・30か月齢超の 頭部（扁桃除く）、せき髄、せき柱 ・全月齢の 回腸遠位部、扁桃

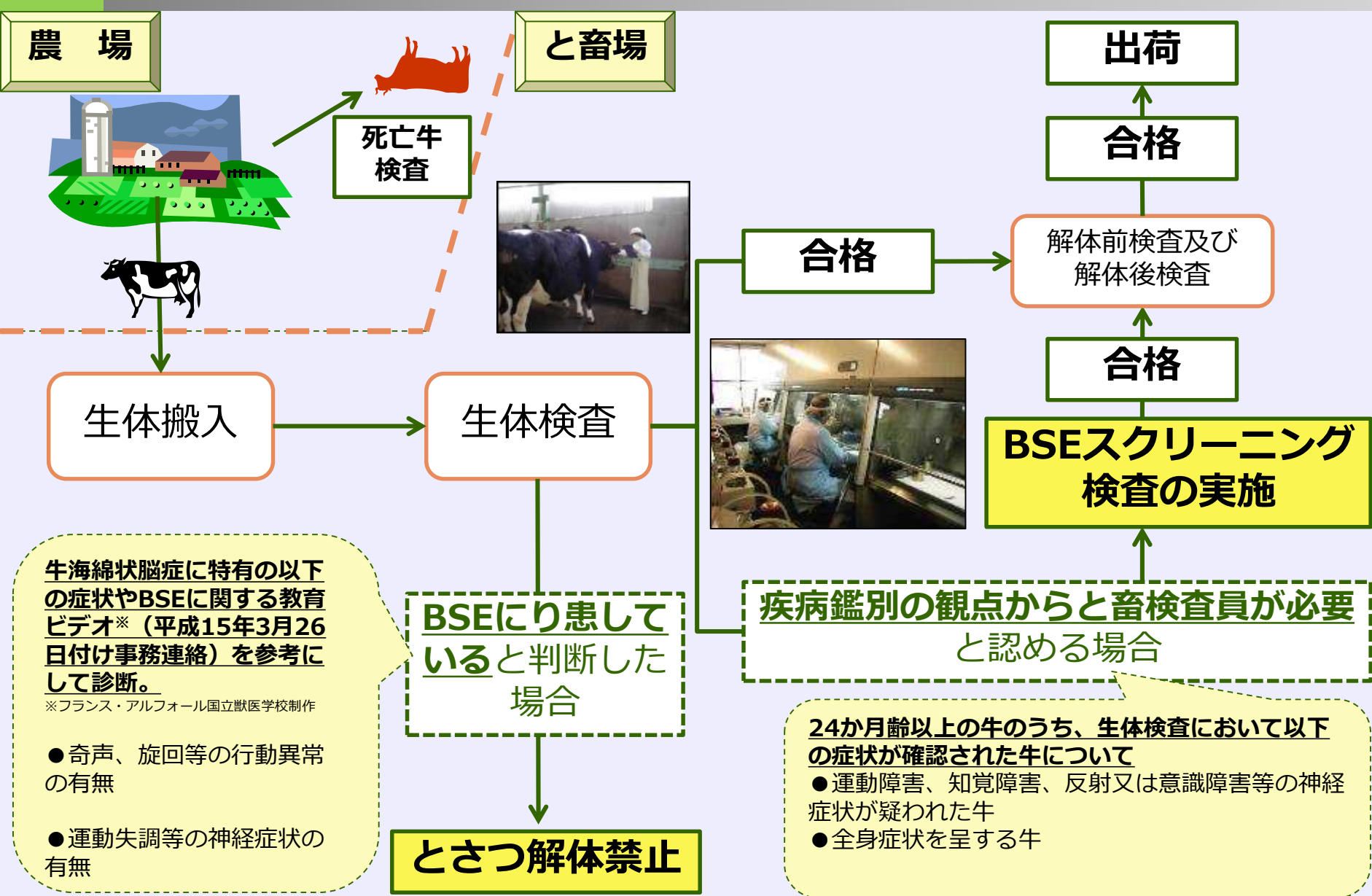
（せき柱は、平成16年2月～）

（せき柱は、平成25年2月～）

食品安全委員会に評価依頼中（平成27年12月諮問）

現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」から「30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄」に変更した場合のリスクを比較。

と畜場における生体検査及びBSE検査

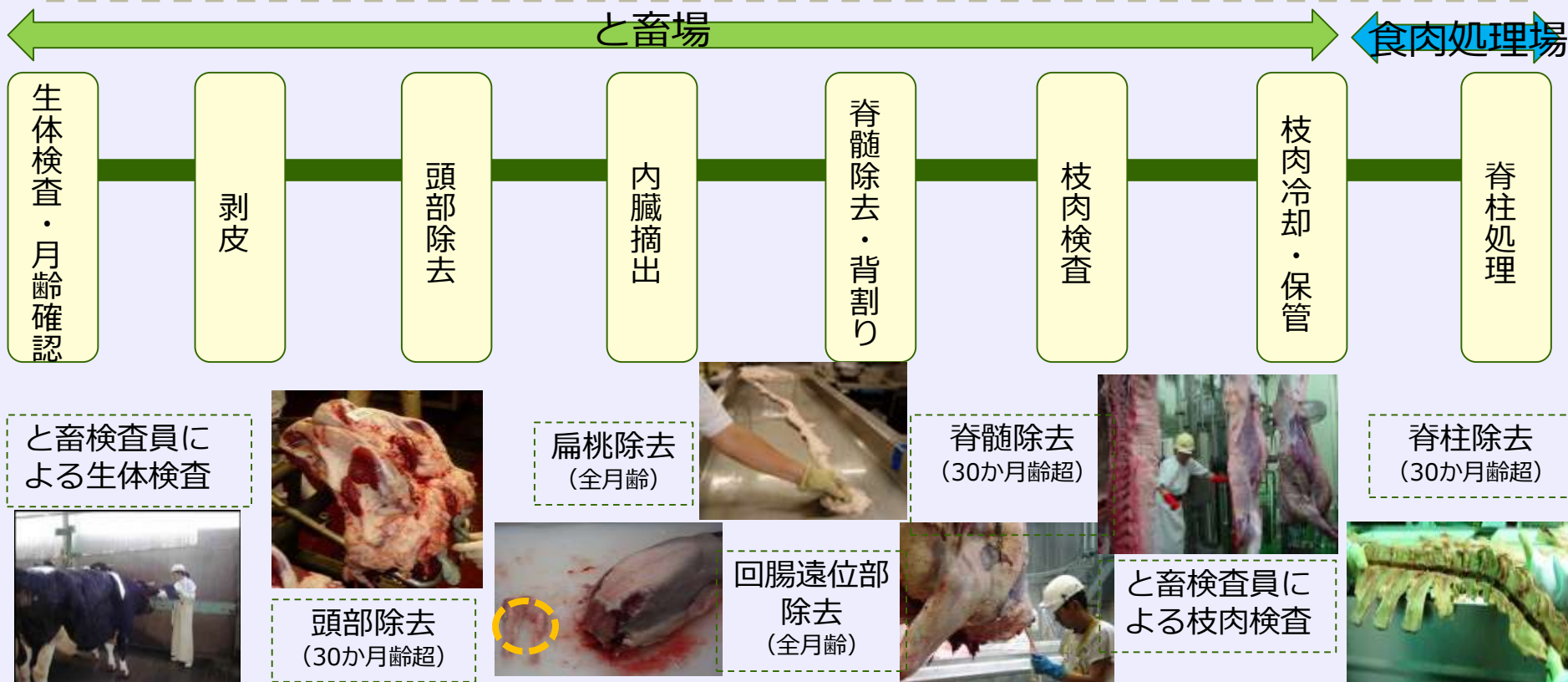


と畜場・食肉処理場等におけるSRMの除去

- と畜場・食肉処理場等におけるSRMの除去・焼却を義務付け。
- と畜検査員等による遵守状況の監視。→ 厚生労働省で結果公表。

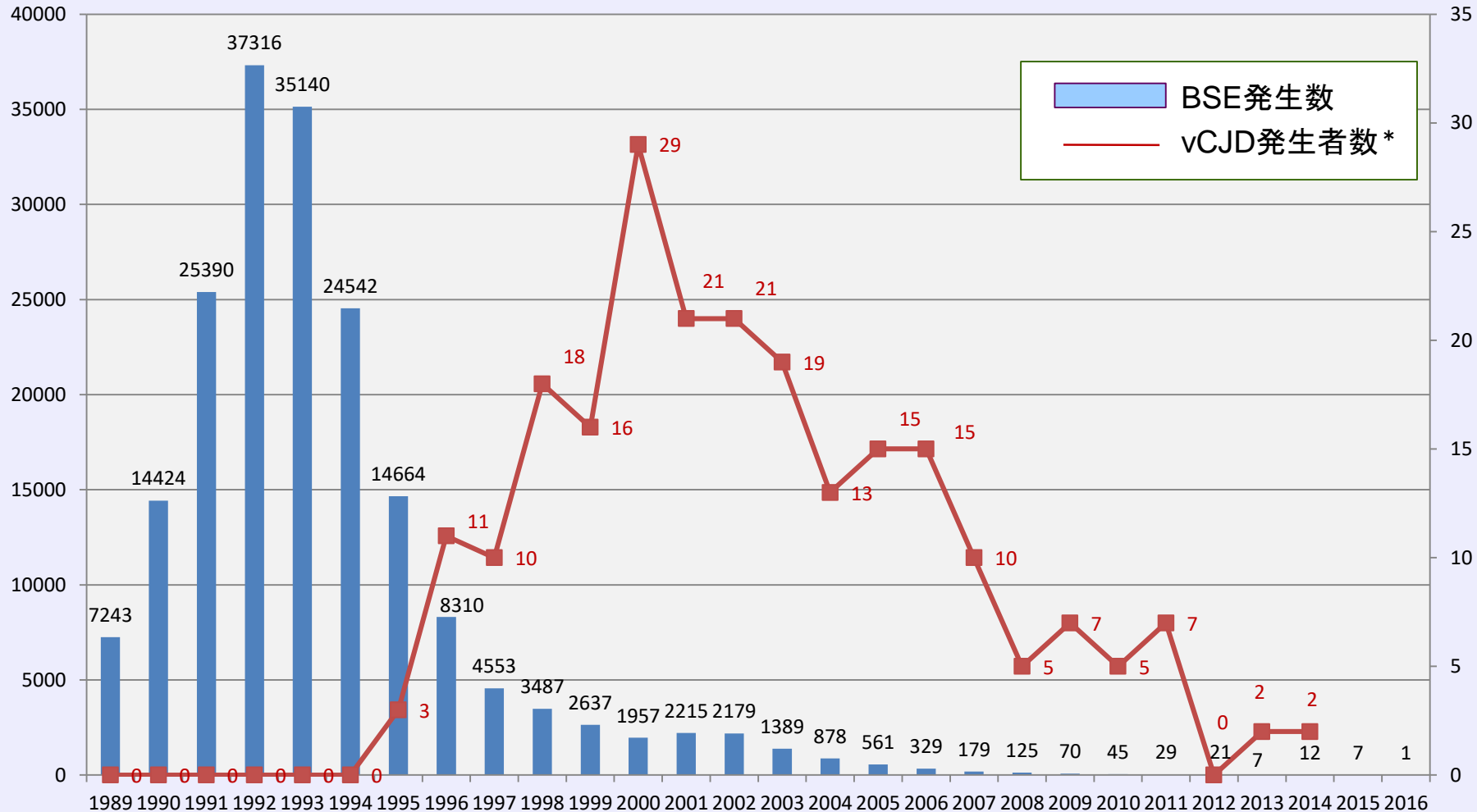
【SRM】

- ・ 30か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉、皮を除く。）、脊髄及び脊柱
- ・ 全月齢の扁桃及び回腸遠位部



世界のBSE発生頭数及びvCJD発生者数

頭数



サーベイランスは1990年5月から開始

* データは2014年までのもの

資料: OIE” Number of reported cases of bovine spongiform encephalopathy (BSE) in farmed cattle worldwide: 2016/3/25
vCJD数 vCJD cases Worldwide (EUROCJD): 2015/5

年



世界のBSE発生頭数及びvCJD患者数

世界のBSE発生頭数及びvCJD患者数（BSE：頭、vCJD：人）

	国名	BSE	vCJD
(1)	英国	184,627	178※2
(2)	アイルランド	1,656	4※3
(3)	ポルトガル	1,083	2
(4)	フランス	1,027	27※4
(5)	スペイン	788	5
(6)	スイス	467	—
(7)	ドイツ	421	—
(8)	イタリア	144	3
(9)	ベルギー	133	—
(10)	オランダ	88	3
(11)	ポーランド	74	—
(12)	日本	36	1※5
(13)	チェコ	30	—
(14)	スロバキア	25	—
(15)	カナダ	21	2※5
(16)	デンマーク	16	—
(17)	スロベニア	9	—
(18)	オーストリア	8	—
(19)	アメリカ	3※1	4※6
(19)	ルクセンブルク	3	—
(21)	リヒテンシュタイン	2	—
(21)	ルーマニア	2	—
(21)	ブラジル	2	—
(24)	フィンランド	1	—
(24)	ギリシャ	1	—
(24)	イスラエル	1	—
(24)	スウェーデン	1	—
	サウジアラビア		1
	台湾		1

◆ 飼料規制等のBSE対策の結果、各国のBSE発生頭数は近年、急激に減少（約3万7千頭（1992年、発生のピーク）→7頭（2015年））。

（出典）

- BSE発生頭数については、OIE（国際獣疫事務局）（2016年6月30日時点）、日本については2016年11月時点。
- vCJD患者数については、英国保健省（2016年11月時点）等（日本のデータは2016年11月時点）
- なお、表中の“—”は、vCJDの報告がないことを示す。

※1 OIEの統計によると、2003年12月に報告された米国での発生例はカナダから輸入された牛であるため、カナダの発生頭数にカウントされている。

※2 うち3名は輸血による感染例

※3 うち1名は英国滞在歴のある患者。

※4 うち1名は英国に定期的に滞在。

※5 英国滞在歴のある患者。

※6 4名の内訳：在米英国人（2名）、在米サウジアラビア人（1名）、外国産まれの米国人（1名）。

輸入対策の概要

BSE発生国への対応について

(年度)

国名	OIEリスクステータス	H17	～	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
米国		無視できる								
カナダ		管理された								
フランス		管理された								
オランダ		無視できる								
アイルランド		管理された								
ポーランド		無視できる								
ブラジル		無視できる								
ノルウェー		無視できる								
デンマーク		無視できる								
スウェーデン		無視できる								
イタリア		無視できる								
スイス		無視できる								
リヒテンシュタイン		無視できる								
オーストリア		無視できる								
英国		無視(NI, S) 管理(W, E)								

一定条件: SRM除去及び30か月齢以下であること(→)等

(アメリカ及びカナダはH25年1月まで20か月齢以下(→)、オランダはH27年6月まで12か月齢以下(→)、ブラジルは48か月齢以下(→))

NI: 北アイルランド、S: スコットランド、W: ウェールズ、E: イングランド

※ 平成29年3月 フランスからのめん羊肉等の輸入を再開

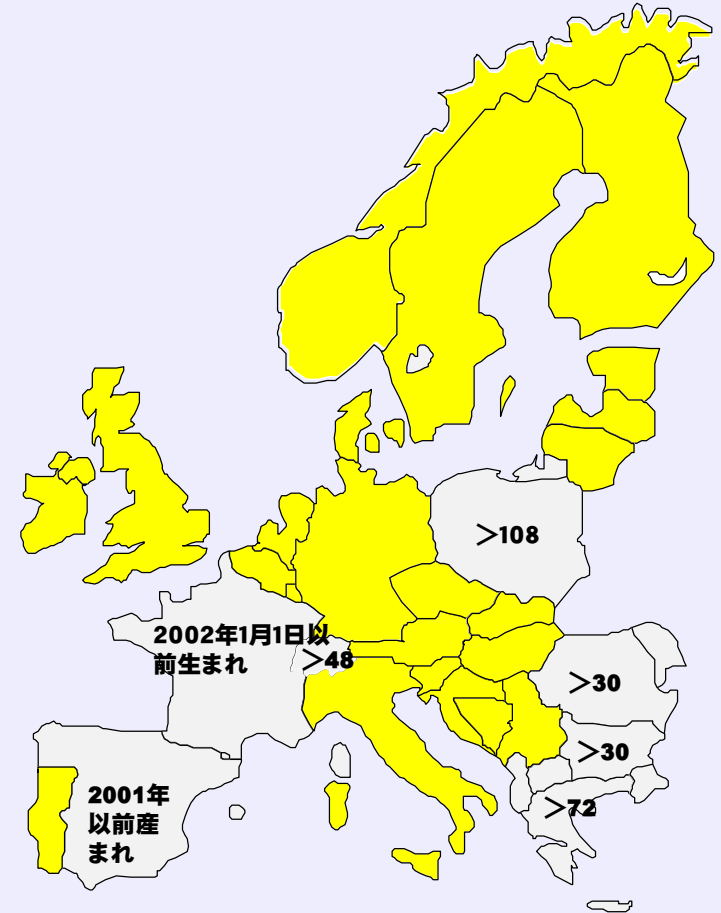
平成30年7月 米国からのめん羊及び山羊の肉等の輸入を再開

平成31年1月 英国からののめん羊肉等の輸入を再開



■ 各国のBSE検査体制

	日本	米国 カナダ	EU	OIE 基準
食肉検査	—(注3)	—	22カ国で 廃止(注4)	—(注5)
発生状況 調査(注1) (高リスク牛(注2))	96か月齢 以上の死亡 牛等(注6)	30か月齢以上 の 高リスク 牛の一部 (カナダは30か月齢超)	48か月齢超 の 高リスク 牛	30か月齢以上 の 高リスク牛 の一部



(注1) BSEの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと






(注3) 生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において何らかの神経症状又は全身症状を示す牛について、と畜検査員が疾病鑑別の観点から検査が必要であると判断する場合は検査を実施。

(注4) 欧州委員会は、ブルガリア及びルーマニアを除き、加盟国の判断により健康と畜牛のBSE検査を廃止することが可能としている。右図の黄色は健康と畜牛の検査を廃止した国。





(注5) OIE基準では、BSEスクリーニング検査の実施を求めている。

(注6) 家畜伝染防予防法に基づく特定症状を呈した牛は全月齢、歩行困難又は起立不能を呈していた牛は生後48か月齢以上について検査を実施

■ 特定危険部位（SRM）の除去

	日本 		米 国 	カナダ 	E U 		O I E 基準  (管理されたリスク)
	現在	諮問内容			無視できるリスク	管理された 又は不明の リスク	
頭 部	30か月齢超 頭部 舌・頬肉・皮を除く	30か月齢超 頭部 舌・頬肉・皮を除く	30か月齢超 頭蓋 頭部の骨格、脳、眼 などを含む部位	30か月齢超 頭蓋	12か月齢超 頭蓋	12か月齢超 頭蓋	30か月齢超 頭蓋
扁桃	全月齢	—	全月齢	30か月齢超	—	全月齢	全月齢
せき髄	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超	12か月齢超	12か月齢超	30か月齢超
せき柱 背根神経節 を含む	30か月齢超	—	30か月齢超	30か月齢超	—	30か月齢超	30か月齢超
腸	全月齢 回腸遠位部	—	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	—	全月齢の 小腸の後部4 m、盲腸及び 腸間膜	全月齢の 回腸遠位部

飼料規制

		給与飼料					
		日本 		米国・カナダ  		EU 	
		反芻類	豚・鶏	反芻類	豚・鶏	反芻類	豚・鶏
肉骨粉	牛	×	×	×	○	×	×
	SRM (注1)	×	×	×	×	×	×
	牛以外の 反芻類	×	×	×	○	×	×
	豚	×	○	○	○	×	×
	鶏	×	○	○	○	×	×

○：使用可、×：使用不可

(注1) 米国では、30か月齢以上の牛の脳及び脊髄

(注2) 米国及びカナダが、1997年に開始した飼料規制においては、牛のSRMの豚・鶏に対する飼料への利用が認められていたが、カナダでは2007年、米国では2009年に禁止された。



OIE(国際獣疫事務局)におけるBSEステータスの分類と貿易条件

ステータス	貿易条件
<p>無視できるリスクの国 (注1)</p> <p>オーストラリア、日本(注2)、米国、オランダ、ブラジル、ノルウェー、デンマーク、イタリア等50ヶ国・地域</p>	<p>① とさつ前後検査に合格</p> <p>② 飼料規制が施行された日以降に出生した牛由来であること</p>
<p>管理されたリスクの国</p> <p>カナダ、フランス、アイルランド等6ヶ国・地域</p>	<p>① とさつ前後検査に合格</p> <p>② ピッシング等が行われていないこと</p> <p>③ 特定危険部位(SRM)が除去されていること</p> <p>SRMの範囲：全月齢の扁桃・回腸遠位部、30ヶ月齢超の脳・眼・せき髄・頭蓋骨・せき柱</p>
<p>不明のリスクの国</p>	<p>① とさつ前後検査に合格</p> <p>② ピッシング等が行われていないこと</p> <p>③ 特定危険部位(SRM)が除去されていること</p> <p>SRMの範囲：全月齢の扁桃・回腸遠位部、12ヶ月齢超の脳・眼・せき髄・頭蓋骨・せき柱</p>

(注1) 「無視できるリスク」の国の要件は、最も遅く産まれたBSE牛の生後11年が経過していること等
 (注2) 平成25年5月28日、OIE総会において、日本を「無視できるリスク」の国に認定することが決定された。

各国輸入実績

国名	品目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		総計	
		届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)
アメリカ合衆国	肉	13,734	133,743	17,656	204,823	17,010	191,860	14,829	161,073	19,612	212,477	23,497	241,377	92,604	1,011,609
	内臓	10,415	17,982	12,001	38,448	12,122	40,616	11,960	42,761	14,101	49,897	16,460	54,540	66,644	226,262
アメリカ合衆国 集計		24,149	151,725	29,657	243,271	29,132	232,476	26,789	203,834	33,713	262,373	39,957	295,917	159,248	1,237,871
カナダ	肉	845	11,291	904	12,904	1,006	15,805	871	8,687	1,254	14,505	1,431	20,414	5,466	72,314
	内臓	665	1,458	680	2,873	671	3,256	1,033	4,539	1,374	6,060	1,337	6,132	5,095	22,860
カナダ 集計		1,510	12,749	1,584	15,777	1,677	19,061	1,904	13,225	2,628	20,565	2,768	26,546	10,561	95,175
フランス	肉			322	127	351	217	384	311	397	152	354	121	1,808	927
	内臓			424	9	402	18	385	6	490	79	468	101	2,169	214
フランス 集計				746	136	753	235	769	317	887	231	822	222	3,977	1,141
オランダ	肉			10	9	18	26	26	117	63	113	38	73	155	339
	内臓			12	16	10	14	10	11	59	177	52	284	143	501
オランダ 集計				22	25	28	40	36	128	122	290	90	357	298	840
アイルランド	肉					35	190	54	244	55	234	34	176	178	844
	内臓					29	18	80	252	295	1,154	152	739	556	2,163
アイルランド 集計						64	208	134	497	350	1,388	186	914	734	3,007
ポーランド	肉					10	45	34	648	28	229	39	638	111	1,560
	内臓					3	0	3	0	69	504	79	737	154	1,241
ポーランド 集計						13	45	37	648	97	733	118	1,375	265	2,801
ノルウェー	肉											1	4	5	9
	内臓									4	12	13	58	85	267
ノルウェー 集計										4	12	14	62	90	276
デンマーク	肉									13	8	15	45	28	53
	内臓									35	121	20	120	55	241
デンマーク 集計										48	129	35	164	83	294
イタリア	肉									34	13	136	59	170	73
	内臓									56	45	154	199	210	244
イタリア 集計										90	58	290	259	380	317

輸入条件不適合事案(平成25年2月1日以降)

平成31年4月1日現在

米国

	施設名	判明日	解除日	不適合の内容
1	JBS社サウダートン工場	H28.8.30	H29.1.27	30か月齢以下と確認できる牛由来ではなかった

オランダ

	施設名	判明日	解除日	不適合の内容
1	VITELCO B.V.	H25.4.26	H25.5.17	扁桃の除去が不十分な舌の輸入
2	T. BOER EN ZONEN B.V.	H25.7.18	-	対日輸出プログラムの対象に含まれない、子牛の蹄(特定危険部位ではない。)が輸入。
3	Ekro B.V.	H29.4.21	H29.12.8	扁桃の除去が不十分な舌の輸入

ポーランド

	施設名	判明日	解除日	不適合の内容
1	ZAKLAD PRZEMYSLU MIESNEGO BIERNACKI SP. Z O. O.	H26.12.22	H27.4.3	扁桃の除去が不十分な舌の輸入
2	"SOKOLOW" SPOLKA AKCYJNA ODDZIAL W TARNOWIE	H28.6.27	H28.10.14	扁桃の除去が不十分な舌の輸入
3	OSI POLAND FOODWORKS SPOLKA Z O. O.	H29.8.28	H30.2.13	扁桃の除去が不十分な舌の輸入

輸入条件不適合事案(平成25年2月1日以降)

平成31年4月1日現在

フランス

	施設名	判明日	解除日	不適合の内容
1	ETABLISSEMENTS JEAN CHAPIN	H25.4.26	H25.6.28	扁桃の除去が不十分な舌の輸入
2	TENDRIADE-COLLET -TENDRIADE COLLECT CHATEUBOURG	H25.4.26	H25.6.28	扁桃の除去が不十分な舌の輸入
3	と畜場: ESTABLISSEMENTS PUIGRENIER カット施設: ESTABLISSEMENTS PUIGRENIER	H25.5.20	H25.6.28	扁桃の除去が不十分な舌の輸入
4	GROUPE BIGARD	H25.5.20	H25.6.28	扁桃の除去が不十分な舌の輸入
5	SOCOPA VIANDES	H26.8.21	H27.7.14	扁桃の除去が不十分な舌の輸入
6	SOCOPA VIANDES	H30.2.5	-	扁桃の除去が不十分な舌の輸入
7	GROUPE BIGARD - ABATTOIR DE CASTRES	H30.6.25	-	扁桃の除去が不十分な舌の輸入
8	GROUPE BIGARD	H30.6.25	-	扁桃の除去が不十分な舌の輸入

輸入条件不適合事案(平成25年2月1日以降)

平成31年4月1日現在

カナダ

	施設名	判明日	解除日	不適合の内容
1	JBS FOOD CANADA INC.	H26.3.24	H26.5.14	30 か月齢超の牛に由来する牛肉が対日輸出されていた
2	ELBEE MEAT PACKERS LIMITED	H29.6.28	H30.1.10	扁桃の除去が不十分な舌の輸入

アイルランド

	施設名	判明日	解除日	不適合の内容
1	KEPAK CORK ASHBOURNE MEAT PROCESSORS	H28.5.25	H28.12.28	扁桃の除去が不十分な舌の輸入
2	ABP Cahir	H29.6.14	H29.8.9	扁桃の除去が不十分な舌の輸入

デンマーク

	施設名	判明日	解除日	不適合の内容
1	A/S Hjalmar Nielsen. Eksport- og Importforretning	H28.9.12	H29.7.31	扁桃の除去が不十分な舌の輸入

参考

国産牛のBSE対策の経緯① (参考)

平成13年

- (2001)
- ・ 9月10日
- ・ 10月4日
- ・ 10月18日～

国内において1頭目のBSE感染牛確認 (農)
 肉骨粉飼料完全禁止 (農)
 と畜場においてと畜解体される牛の全頭検査 (厚)
 特定部位 (全月齢の頭部 (舌及び頬肉を除く。)、脊髓、扁桃及び回腸遠位部) の除去、
 焼却の義務づけ (厚)

平成14年

- (2002)
- ・ 6月14日

牛海綿状脳症対策特別措置法の公布 (厚、農)

平成16年

- (2004)
- ・ 2月16日～
- ・ 2月
- ・ 9月9日

BSE発生国の牛のせき柱 (全月齢) の食品への使用禁止 (厚)
 我が国のBSE対策について、中立的立場から科学的評価・検証を開始 (食安委)
 我が国のBSE対策の評価・検証結果の中間とりまとめ公表 (食安委)
 ・ 特定危険部位 (SRM) の除去は人のBSE感染リスクを低減するため非常に有効。
 ・ これまでの国内BSE検査において、20ヶ月齢以下の感染牛が確認されていない。 等

- ・ 10月15日

全頭検査を含む国内対策の見直しについて、食品安全委員会に諮問 (厚、農)
 ・ BSE検査の検査対象月齢を21ヶ月齢以上とすること、SRMの除去の徹底等

平成17年

- (2005)
- ・ 5月6日
- ・ 7月1日
- ・ 8月1日

食品安全委員会から答申 (厚、農)
 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布 (厚)
 ・ 検査対象月齢：零月以上→21ヶ月以上

改正省令の施行 (厚)
 ・ 21ヶ月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、3年間の経過措置として国庫補助を継続した上で、平成20年 (2008年) 7月末に終了した。

平成21年

- (2009)
- ・ 4月1日～
- ・ 5月26日

と畜場法施行規則を改正し、と畜場におけるピッシング (注) を禁止 (厚)
 (注) と畜の際、牛の脚が動くのを防ぐために、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入し、せき髄神経組織を破壊すること。
 OIE総会で日本のBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定



国産牛のBSE対策の経緯② (参考)

平成23年

(2011)
・ 12月19日

BSE対策全般の再評価として国内措置及び国境措置について、食品安全委員会に諮問（厚）

平成24年

(2012)
・ 10月22日

食品安全委員会から1次答申（厚）

平成25年

(2013)
・ 2月 1日

関係省令等の一部改正の公布
対象月齢：20ヶ月超→30ヶ月超、SRMの国際基準整合（30ヶ月齢以下の脊柱を除外）

検査

・ 4月 1日

関係省令等の一部改正の施行（30か月齢以下の頭部（扁桃を除く。）及び脊髄を除外）

・ 5月13日

食品安全委員会から2次答申（厚）（検査対象月齢を48ヶ月超を可能とする評価結果）

・ 5月28日

OIE総会において、日本を「無視できるリスク」の国に認定することが決定された。

・ 6月 3日

牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布

・ 7月 1日

・ 検査対象月齢：30ヶ月超→48ヶ月超
改正省令の施行（厚）
・ 国庫補助についても同時に対象を48ヶ月超に見直し

平成26年

(2014)

平成27年

(2015)
・ 3月27日

SRMから頭皮を除外（ゼラチン及びコラーゲンに係る見直し）

・ 12月18日

BSE国内対策の見直しに関する食品安全委員会の諮問
①と畜場におけるBSE検査に係るリスク評価
②SRMの範囲に係るリスク評価

平成28年

(2016)
・ 8月30日

食品安全委員会から答申（と畜場におけるBSE検査に係るリスク評価結果）
48ヶ月齢超の健康牛のBSE検査を廃止してもリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

平成29年

(2017)
・ 2月13日

関係省令の一部改正の公布 健康牛に係るBSE検査の廃止

・ 4月 1日

関係省令の一部改正の施行 健康牛に係るBSE検査の廃止



輸入牛肉のBSE対策の経緯①(参考)

平成8年

(1996)

- ・ 3月25日
- ・ 3月26日

欧州委員会において、全ての英国産牛肉・牛肉加工品等のEU加盟国への輸出禁止を採択
英国産牛肉・牛肉加工品の輸入中止

平成12年

(2000)

- ・ 12月22日

EU諸国等からの牛肉・牛肉加工品の輸入中止

平成13年

(2001)

- ・ 2月15日

BSE発生国産の牛肉・牛加工品の輸入の法的禁止

平成15年

(2003)

- ・ 5月21日
- ・ 12月24日

カナダにおいてBSE感染牛確認、輸入禁止
米国においてBSE感染牛確認、輸入禁止

平成17年

(2005)

- ・ 5月24日
- ・ 12月8日
- ・ 12月12日

食品安全委員会へ、対日輸出プログラムの遵守を前提とした、我が国の牛肉と米国及びカナダから輸入される牛肉のリスクについての同等性について諮問
食品安全委員会の答申
米国及びカナダ産牛肉の輸入の再開
・ 牛肉は20ヶ月齢以下と証明される牛由来
・ 特定危険部位(SRM)はあらゆる月齢から除去

輸入牛肉のBSE対策の経緯②(参考)

平成19年

(2007)

- ・ 5月25日 O I E 総会（米国及びカナダのB S E ステータスが「管理されたリスクの国」と認定）
- ・ 6月 1日 カナダ側から輸入条件見直し協議の要請
- ・ 6月20日 米国側から輸入条件見直し協議の要請
【要請の内容】国際基準に則した貿易条件への早期の移行

平成23年

(2011)

- ・ 12月19日 B S E 対策全般の再評価として、国内措置及び国境措置について、食品安全委員会に諮問

平成24年

(2012)

- ・ 10月22日 食品安全委員会から答申
- ・ 12月 8日 ブラジルにおいてB S E 感染牛確認、輸入手続停止

平成25年

(2013)

- ・ 2月 1日 米国、カナダ、フランス、オランダ産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等）
- ・ 4月12日 ブラジル産牛肉の輸入条件について、食品安全委員会に諮問
- ・ 5月28日 O I E 総会において、日本、米国、オランダ等を「無視できるリスク」の国に認定することが決定された。
- ・ 12月 2日 アイルランド産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等）

平成26年

(2014)

- ・ 8月 1日 ポーランド産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等）
- ・ 12月16日 ブラジル産牛肉の輸入条件について、食品安全委員会より答申



輸入牛肉のBSE対策の経緯③(参考)

平成27年

(2015)

- ・ 1月23日 米国産牛肉等加工品の輸入再開
- ・ 3月27日 BSE発生国から輸入される牛由来ゼラチン及びコラーゲン等の取扱いの見直し
- ・ 12月21日 ブラジル産牛肉の輸入条件改正・施行（48か月齢以下の牛由来等）

平成28年

(2016)

- ・ 2月2日 ノルウェー・デンマーク産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等）
- ・ 2月26日 スウェーデン産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等）
- ・ 5月2日 イタリア産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等）
- ・ 7月5日 スイス・リヒテンシュタイン産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等）

平成29年

(2017)

- ・ 9月29日 オーストリア産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等）
- ・ 11月15日 イタリア産牛肉等加工品の輸入再開

平成31年

(2019)

- ・ 1月9日 英国産牛肉の輸入条件改正・施行（30か月齢以下の牛由来等）